

## 議員提出議案第1号 交野市議会委員会条例の一部を改正する条例について

### 1. 改正目的

令和6年第6回議会定例会にて、交野市事務分掌条例が一部改正され、本年4月1日の機構改革において、生涯学習分野が教育委員会から市長部局に移管され、「地域振興部」が設置されることとなった。また、下水道課が都市まちづくり部から分けられ、臨時機構「上下水道統合準備室」となる。

これらに伴い、本条例第2条第2項に規定する常任委員会の所管を改正する。

### 2. 改正内容

- ① 総務文教常任委員会の所管 : 「地域振興部の所管に属する事項」を追加する。
- ② 都市環境福祉常任委員会の所管 : 「上下水道統合準備室の所管に属する事項」を追加する。

### 3. 参考URL

交野市事務分掌条例の一部を改正する条例の一部改正（議案参考資料） :

[https://katano.gsl-service.net/doc/2024111400038/file\\_contents/R06-6gian81s.pdf](https://katano.gsl-service.net/doc/2024111400038/file_contents/R06-6gian81s.pdf)

### 4. 施行期日

令和7年4月1日

交野市議会委員会条例（昭和47年条例第24号）新旧対照表

新	旧
<p>(常任委員会の所属、名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人</p> <p>ア 危機管理室の所管に属する事項</p> <p>イ 財産管理室の所管に属する事項</p> <p>ウ 総務部の所管に属する事項</p> <p>エ 企画財政部の所管に属する事項</p> <p><u>オ</u> <u>地域振興部の所管に属する事項</u></p> <p><u>カ</u> 教育委員会の所管に属する事項</p> <p><u>キ</u> 会計室の所管に属する事項</p> <p><u>ク</u> 農業委員会の所管に属する事項</p> <p><u>ケ</u> 行政委員会の所管に属する事項</p> <p><u>コ</u> 他の常任委員会に属さない事項</p> <p>(2) 都市環境福祉常任委員会 7人</p> <p>ア 市民部の所管に属する事項</p> <p>イ 健やか部の所管に属する事項</p> <p>ウ 福祉部の所管に属する事項</p> <p>エ 環境部の所管に属する事項</p> <p>オ 都市まちづくり部の所管に属する事項</p>	<p>(常任委員会の所属、名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人</p> <p>ア 危機管理室の所管に属する事項</p> <p>イ 財産管理室の所管に属する事項</p> <p>ウ 総務部の所管に属する事項</p> <p>エ 企画財政部の所管に属する事項</p> <p><u>オ</u> 教育委員会の所管に属する事項</p> <p><u>カ</u> 会計室の所管に属する事項</p> <p><u>キ</u> 農業委員会の所管に属する事項</p> <p><u>ク</u> 行政委員会の所管に属する事項</p> <p><u>ケ</u> 他の常任委員会に属さない事項</p> <p>(2) 都市環境福祉常任委員会 7人</p> <p>ア 市民部の所管に属する事項</p> <p>イ 健やか部の所管に属する事項</p> <p>ウ 福祉部の所管に属する事項</p> <p>エ 環境部の所管に属する事項</p> <p>オ 都市まちづくり部の所管に属する事項</p>

新	旧
カ 消防本部の所管に属する事項 キ 水道局の所管に属する事項 ク <u>上下水道統合準備室の所管に属する事項</u>	カ 消防本部の所管に属する事項 キ 水道局の所管に属する事項